

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第二十号）新旧対照表（附則第五項関係）

目次 略

（新）

第一章 総則

第一条 略

（定義）

第二条 略

一から十一まで 略

十二 環境影響評価実施事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等（令第七条第三号、第五号、第八号又は第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）であつて、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業又は岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第二条第二号に規定する対象事業をいう。

十三から十七まで 略

第三条から第六条まで 略

第二章から第八章まで 略

附則 略

目次 略

（旧）

第一章 総則

第一条 略

（定義）

第二条 略

一から十一まで 略

十二 環境影響評価実施事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等（令第七条第三号、第五号、第八号又は第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）であつて、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業又は岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第二条第二号に規定する対象事業（同号に規定する第二種対象事業を除く。）に該当するものを行う事業者をいう。

十三から十七まで 略

第三条から第六条まで 略

第二章から第八章まで 略

附則 略